○防衛省告示第十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、名称変更、追加提供及び新規提供が令和八年一月二十日次のとおり決定された。

令和八年一月二十二日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　赤間　二郎

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇〇五	伊江島補助飛行場	沖縄県国頭郡伊江村	国有 公有 民有	土地：約二二五、〇〇〇平方メートル 土地：約二三一、〇〇〇平方メートル 土地：約二、二二七、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年二月九日から同年三月十四日までの間
六〇〇九	キャンプ・シュワブ	名護市、沖縄県国頭郡宜野座村		水域：約一〇九、四八二、〇〇〇平方メートル（一時的な制限水域を除く。） 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年二月一日から同年三月十四日までの間
六〇一一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡恩納村、宜野座村、金武町	国有 公有 民有 国有	土地：約三九〇、〇〇〇平方メートル 土地：約二九、二七八、〇〇〇平方メートル 土地：約六、四七九、〇〇〇平方メートル 建物：約一二、〇〇〇平方メートル 空域：高度二、〇〇〇フィート 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年二月一日から同年三月十四日までの間
六〇一九	金武レッド・ビーチ訓練場	沖縄県国頭郡金武町	国有 民有	土地：約二、七〇〇平方メートル 土地：約四、四〇〇平方メートル 水域：約一、〇三〇、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年二月十四日から同年三月十四日までの間
六〇二〇	金武ブルー・ビーチ訓練場	沖縄県国頭郡金武町	国有 公有 民有	土地：約一、三〇〇平方メートル 土地：約二四三、〇〇〇平方メートル 水域：約二、八六八、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年二月一日から同年三月十四日までの間
六〇二九	キャンプ・コートニー	うるま市	国有 民有 国有	土地：約一五〇平方メートル 土地：約一四、〇〇〇平方メートル 建物：約九二〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年二月十二日から同年三月十四日までの間
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市、沖縄県中頭郡北谷町	国有 民有 国有	土地：約三八〇平方メートル 土地：約五、三〇〇平方メートル 建物：約六、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年一月二十九日から同年二月五日までの間
六〇四八	ホワイト・ビーチ地区	うるま市	国有 民有	土地：約一四〇平方メートル 土地：約三五、〇〇〇平方メートル 水域：約三二五、七〇六、〇〇〇平方メートル 空域：約一一、八三九、〇〇〇平方メートル 工作物：橋梁 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年二月一日から同年三月十四日までの間
六〇五一	普天間飛行場	宜野湾市	国有 公有 民有 国有	土地：約一七、〇〇〇平方メートル 土地：約二〇、〇〇〇平方メートル 土地：約二八一、〇〇〇平方メートル 建物：約五、三〇〇平方メートル 工作物：燃料給油施設等 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年二月九日から同年三月十四日までの間
六〇五六	牧港補給地区	浦添市	国有 民有 国有	土地：約一三〇平方メートル 土地：約一、三〇〇平方メートル 建物：約六、九〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年一月二十九日から同年二月五日までの間
六〇七八	出砂島射爆撃場	沖縄県島尻郡渡名喜村	公有	土地：約二四五、〇〇〇平方メートル 空域：約四三、〇八〇、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年二月十四日から同年三月十四日までの間（ただし、日曜日は除く。）

◎名称変更

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五一二九	種子島			従来の「種子島空港跡地」の名称を上記のとおり変更する。
五一三〇	奄美大島			従来の「奄美駐屯地」の名称を上記のとおり変更する。